

議員提出議案第 1 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 4 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	中 村 博 行
賛成者	山陽小野田市議会議員	大 井 淳 一 朗
賛成者	山陽小野田市議会議員	宮 本 政 志
賛成者	山陽小野田市議会議員	伊 場 勇
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之
賛成者	山陽小野田市議会議員	森 山 喜 久

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会委員会条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 2 0 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「企画部の所管に属する事項」を
「企画部の所管に属する事項
協創部の所管に属する事項」
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会又は民生福

社常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会に付議されたものとみなす。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8 人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>企画部の所管に属する事項</u></p> <p><u>協創部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8 人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>企画部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

(改正の理由)

議員提出議案第1号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、山陽小野田市組織条例が改正されたことに伴い、常任委員会の所管に属する事項を改めるものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。